

◎新潟県告示第727号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年6月7日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
株式会社下越タクシー	新潟県新発田市豊町4丁目1番32号	株式会社下越タクシー	訪問介護	令和4年3月16日	令和4年4月30日
みどりデイサービスセンター	新潟県長岡市吉水2047番地	社会福祉法人みどり社会福祉協会	通所介護	令和4年3月29日	令和4年4月30日